## 破産手続廃止

**平成２２年（フ）第２８９５号**
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目19番１―103号
破産者　有限会社アデイ
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２２７号**
三重県四日市市大字塩浜2763番地１
破産者　山村　正義
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第１５４号**
三重県桑名市桑名北浜625―７　ベルコート101、開始決定時の住所三重県桑名市大字東方237番地２
破産者　岩間　良一
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２１年（フ）第１３５２号**
福岡県糟屋郡志免町別府東３丁目２番７号
破産者　株式会社徳田鉄工所
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第４６号**
福岡市博多区諸岡４丁目22番10―502号
破産者　片山　勇作
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３０７９号**
福岡市城南区樋井川６丁目15番13号
破産者　有限会社フライングモンキー
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第８２号**
秋田県能代市浅内字頭無上101番地
破産者　有限会社佐々木自動車
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

**平成２２年（フ）第２９４号**
埼玉県比企郡小川町大字下里1178番地
破産者　有限会社オリオン機工
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第４４４号**
新潟市中央区清五郎616番地２
破産者　株式会社ＤＩＣコーポレーション
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３１０号**
三重県津市高野尾町3214番地66
破産者　堀山　治季
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第３４８号**
三重県津市森町1549番地１　ウッドハウス101号
破産者　植松　裕美
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第２８６７号**
福岡県太宰府市水城１丁目24番５号
破産者　西部中古自動車販売株式会社
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３５２号**
富山市西中野本町７番７号
破産者　有限会社和興商事
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３１９号**
鳥取県東伯郡北栄町東園285番地７
破産者　有限会社小倉水道
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１７４号**
愛媛県西条市小松町新屋敷甲2975番地第１
破産者　有限会社小松冷暖
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

**平成２２年（フ）第４３号**
大分県杵築市大字宮司949番地
破産者　有限会社スカイ
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２３年（フ）第１号**
鹿児島県曽於市財部町北俣199番地１
破産者　加世田ゆか
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第２９３号**
沖縄県沖縄市字松本887番地１　シティハイツ美原401号
破産者　池本　正人
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

## 破産手続終結

**平成２０年（フ）第２４４号**
三重県いなべ市大安町宇賀新田229番地21　Ｓｏｕｔｈ110号、開始決定時の住所三重県いなべ市大安町宇賀1125番地１
破産者　神谷　金吾
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第２１６５号**
大阪市住之江区北加賀屋１丁目３番26号
破産者　クリエイト物流システム株式会社
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２０年（フ）第４５０号**
香川県丸亀市綾歌町栗熊西1534番地１
破産者　香川工業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係